

令和 9・10 年度相馬方部衛生組合 建設工事 入札参加資格審査申請書類提出要項

- 1 受付期間 令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで
原則郵送（メール便可）でのご提出をお願い致します。
〒976-8601 相馬市中村字北町 63 番地の 3
相馬方部衛生組合事務局 施設管理係
※ 郵送する場合の注意事項
- ・ 申請書類を審査し、要件が満たされていれば受領し、申請受領票を返送いたします。
なお、郵送の際は、110 円切手を貼り付け、返信先を記載した返信用封筒（長形 3 号封筒）を忘れずに同封してください。
 - ・ 申請は、令和 8 年 11 月 30 日の消印まで有効です。
- 2 持参受付時間 午前 9 時～午前 11 時・午後 1 時から午後 4 時（土・日・祝日を除く）
- 3 持参受付場所 令和 8 年 11 月 2 日～令和 8 年 11 月 18 日 相馬市役所 第 3 委員会室（1 階）
- 4 申請要件 下記の事項に該当する者は、申請することができません。
- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号および第 2 項各号に該当する場合。
 - ②市民税等に滞納がある場合。
 - ③審査基準日から直前 2 年分の実績がない場合。
 - ④社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入していない場合。
- ※令和 9 年 3 月 31 日までに社会保険へ加入する予定の者も申請受付を行います。
- 5 審査基準日 令和 8 年 10 月 1 日
- 6 申請書類 建設工事に係るもの（福島県の様式に準じます。）
A4S サイズの グリーン のファイルに別紙必要書類一覧の順序で綴じてく
ださい。（すべて A4 サイズ）
なお、⑪～⑮の書類は、クリップで留めてファイルに入れてください。
※表紙及び背表紙に必ずタイトル・会社名を記入してください。
※添付書類のうち、**公的証明書（登記簿、税証明書）**については、登録区分
（工事・委託・物品）が複数の場合には、それぞれ添付をお願いします。
- 7 有効期限 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 3 日までとなります。

お問い合わせ先 〒976-8601 福島県相馬市中村字北町 63 番地の 3
相馬方部衛生組合事務局施設管理係
TEL 0244-35-4132

相馬方部衛生組合 ①相馬方部衛生組合事務局施設管理係にて配布
様式入手先 ②相馬市のホームページより相馬方部衛生組合様式をダウンロード

県様式入手先 ①福島県のホームページよりダウンロード

建設工事必要書類一覧

書類名称	様式	備考
1 建設工事入札参加資格審査申請書	衛生組合様式	本社(店)・申請
2 建設業許可通知書の写し		
3 工事経歴書	県様式	任意様式可
4 完成工事高集計表	県様式	任意様式可
5 経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表	県様式	任意様式可
6 技術者経歴書	県様式	任意様式可
7 営業所及び委任関係一覧表 ※委任先を設けない場合は不要	県様式	任意様式可
8 納税証明書（後記参照）		
9 商業登記簿謄本（履行事項全部証明書又は現在事項全部証明書） ※申請日から遡って3か月以内に発行したもの		写し可
10 誓約書	衛生組合様式	
11 ISO登録証の写し ※ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を取得している場合		
以下の書類については、クリップで留めて提出してください。		
11 入札参加資格審査の添付書類チェックシート	衛生組合様式	○×でチェックしてください
12 建設工事入札参加資格申請受付票（委任先があれば委任先で記入）	衛生組合様式	
13 使用印鑑届兼委任状 ※申請者【全員】提出が必要です ※委任先を設ける場合は「使用印鑑届（兼委任状）」の下半分に記載が必要となります ※見積入札・契約締結・代金の請求受領の権限はすべて委任してください	衛生組合様式	
14 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ※審査基準日の直前営業年度に係る通知書 ※社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入状況も確認します。		申請中の場合は、受付済みの総合評定値請求書の写し及び、前回の通知書の写しを提出してください。
15 建設工事入札参加資格申請受領票 ※申請者欄、希望する工事種別は提出前に記入してください。	衛生組合様式	

※複数枚になる書類については、両面印刷での提出をお願いいたします。

※納税証明書の提出区分について （各令和 7 度分、写し可）

区 分	種 類	交 付 機 関
法 人	1 消費税及び地方消費税納税証明書 「その 1（納税額の証明）」又は「その 3（未納税額のな いことの証明）・その 3 の 3」のいずれか ※非課税事業者は非課税事業者届出書	所轄の税務署 （非課税の場合自社で作成）
	2 相馬市・新地町から交付される <u>税納税証明書</u> <u>法人市民税、固定資産税、軽自動車税が掲載されているもの。</u> ※ <u>相馬市・新地町に本社又は営業所等を有する場合のみ</u>	相馬市・新地町税務課
個 人 事 業 者	1 消費税及び地方消費税納税証明書 「その 1（納税額の証明）」又は「その 3（未納税額のな いことの証明）・その 3 の 3」のいずれか※非課税事業者は 非課税事業者届出書	所轄の税務署 （非課税の場合自社で作成）
	2 相馬市・新地町から交付される <u>税納税証明書</u> <u>市民税、固定資産税、国保税等がすべて掲載されているもの。</u> ※ <u>相馬市・新地町に住所を有する場合のみ</u>	相馬市・新地町税務課